

制 定 平成28年11月18日 中国運輸局公示第48号
改 正 平成30年 8月 1日 中国運輸局公示第27号
改 正 令和 3年 6月30日 中国運輸局公示第24号
改 正 令和 3年11月30日 中国運輸局公示第67号
改 正 令和 4年12月 8日 中国運輸局公示第46号
改 正 令和 5年 9月29日 中国運輸局公示第51号

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業に係る準特定地域における 営業方法の制限を実施するための地域減休車率について

平成26年1月24日付け中国運輸局公示第79号「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」第3 2.①、②及び③に定められた地域減休車率について下記のとおり公示する。

平成28年11月18日

中国運輸局長 鵜沢哲也

記

広島県

広島交通圏	7.3%
呉市 A	9.3%
東広島市	10.8%
尾道市	0.0%
福山交通圏	6.7%

鳥取県

鳥取交通圏	2.6%
米子交通圏	3.7%

島根県

松江市	5.1%
出雲市	4.9%

岡山県

岡山市	11.8%
倉敷交通圏	10.9%
津山市	18.9%

山口県

下関市	8.7%
宇部市	4.2%
山口市	5.3%
周南市	5.8%
防府市	1.8%
岩国交通圏	0.4%

附 則

この公示は、平成28年11月18日から適用する。

附 則

この公示は、平成30年8月1日から適用する。

附 則

この公示は、令和3年6月30日から適用する。

附 則

この公示は、令和3年11月30日から適用する。

附 則

この公示は、令和4年12月8日から適用する。

附 則

この公示は、令和5年10月1日から適用する。